

令和2年度 最終処分場維持管理状況 <法定事項:廃棄物処理法>

分類	項目		埋立数量(単位:t)												
	種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物の埋立量 (特管含む)	1	燃え殻	192.73	155.54	167.63	164.08	148.91	155.57	144.91	147.89	168.37	107.05			1,552.68
	2	汚泥													0.00
	3	廃油(タールピッチ類に限る)													0.00
	4	廃プラスチック類(石綿含有)										0.05			0.05
	5	紙くず													0.00
	6	木くず													0.00
	7	繊維くず													0.00
	8	動植物性残さ													0.00
	9	動物系固形不要物													0.00
	10	ゴムくず													0.00
	11	金属くず		1.53			5.95								7.48
	12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)		0.01						0.31	4.26				4.58
	13	鉱さい	28.96	10.57	13.83	14.40	24.93	9.21	37.97	39.94	23.58	53.88			257.27
	14	がれき類(石綿含有)													0.00
	15	動物の死体													0.00
	16	ばいじん													0.00
	17	産業廃棄物を処分するために処理したもの													0.00
	18	廃石綿等〔特別管理産業廃棄物〕				3.68		0.38	0.08	0.01		0.23			4.38
	計			221.69	167.65	181.46	182.16	179.79	165.16	182.96	188.15	196.21	161.21	0.00	0.00
水質検査結果	周縁地下水	地下水等検査項目、ダイオキシン類	別表1のとおり												
		電気伝導率、塩化物イオン	別表2のとおり												
	再利用水	排水基準等項目、ダイオキシン類	別表3のとおり												
埋立残余量	残余の埋立容量の測定(第3期埋立量 6,390.7㎡)		測定年月日 令和2年 3月31日						測定結果 2,864.42㎡						
点検と措置結果	擁壁等	点検月日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日			
		点検結果	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり	一部変形あり		
	遮水工	点検月日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日			
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
	浸出水処理設備	点検月日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日			
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
	導水管又は配管の防凍措置	点検月日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日			
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			

※最終処分場の日常点検項目、地下水及び浸出水処理水の連続測定等の結果、処分場からの発生ガスの測定結果については、記録を弊社事務所に備え置き、求めに応じ閲覧に供しています。(閲覧対応日時:営業日の午前9時～12時、午後1時～5時)

(別表1)

令和2年度 最終処分場 周縁地下水 水質検査結果
(電気伝導率及び塩化物イオン濃度を除く)

項目(単位)		採取場所			上流側			下流側			基準値 ¹⁾
					埋立開始前	埋立開始後	埋立開始後	埋立開始前	埋立開始後	埋立開始後	
記録時の調査事項	採取年月日				平成26年9月17日		令和2年9月9日	平成26年9月17日	令和2年7月27日	令和2年9月9日	
	採取時刻				9:00		10:00	13:00	11:20	10:00	
	天候				曇り		晴れ	曇り	曇り	晴れ	
	気温(°C)				15		27	18	20	27	
	水温(°C)				9.5		11.0	12.9	13.7	14.0	
検査結果取得日					平成26年10月22日		令和2年9月30日	平成26年10月22日	令和2年8月26日	令和2年9月30日	
検査結果	地下水等検査項目	アルキル水銀(mg/ℓ)	検出されず ⁴⁾			検出されず ⁴⁾	検出されず ⁴⁾	検出されず ⁴⁾		検出されず ⁴⁾	検出されないこと
		総水銀(mg/ℓ)	0.0005未満			0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満	0.0005以下
		ガドミウム(mg/ℓ)	0.001未満			0.0003未満	0.001未満	0.001未満		0.0003未満	0.003以下
		鉛(mg/ℓ)	0.005未満			0.001未満	0.005未満	0.005未満		0.003	0.01以下
		六価クロム(mg/ℓ)	0.02未満			0.005未満	0.02未満	0.02未満		0.005未満	0.05以下
		砒素(mg/ℓ)	0.005未満			0.001未満	0.005未満	0.005未満		0.001未満	0.01以下
		全シアン(mg/ℓ)	検出されず ⁵⁾			検出されず ⁵⁾	検出されず ⁵⁾	検出されず ⁵⁾		検出されず ⁵⁾	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル(mg/ℓ)	検出されず ⁶⁾			検出されず ⁶⁾	検出されず ⁶⁾	検出されず ⁶⁾		検出されず ⁶⁾	検出されないこと
		トリクロロエチレン(mg/ℓ)	0.002未満			0.001未満	0.002未満	0.002未満		0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン(mg/ℓ)	0.0005未満			0.001未満	0.0005未満	0.0005未満		0.001未満	0.01以下
		ジクロロメタン(mg/ℓ)	0.002未満			0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満	0.02以下
		四塩化炭素(mg/ℓ)	0.0002未満			0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.002以下
		1,2-ジクロロエタン(mg/ℓ)	0.0004未満			0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満		0.0004未満	0.004以下
		1,1-ジクロロエチレン(mg/ℓ)	0.002未満			0.01未満	0.002未満	0.002未満		0.01未満	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン(mg/ℓ)	0.004未満			0.004未満	0.004未満	0.004未満		0.004未満	0.04以下 ²⁾
		1,1,1-トリクロロエタン(mg/ℓ)	0.0005未満			0.1未満	0.0005未満	0.0005未満		0.1未満	1以下
		1,1,2-トリクロロエタン(mg/ℓ)	0.0006未満			0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		0.0006未満	0.006以下
		1,3-ジクロロプロペン(mg/ℓ)	0.0002未満			0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.002以下
		チウラム(mg/ℓ)	0.0006未満			0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		0.0006未満	0.006以下
		シマジン(mg/ℓ)	0.0003未満			0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		0.0003未満	0.003以下
		チオベンカルブ(mg/ℓ)	0.002未満			0.0003未満	0.002未満	0.002未満		0.0003未満	0.02以下
		ベンゼン(mg/ℓ)	0.001未満			0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.001未満	0.01以下
		セレン(mg/ℓ)	0.002未満			0.001未満	0.002未満	0.002未満		0.001未満	0.01以下
		1,4-ジオキサン(mg/ℓ)	0.005未満			0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.005未満	0.05以下
		クロロエチレン(mg/ℓ)	0.0002未満			0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.002以下
		ダイオキシン類(pg-TEQ/ℓ)	0.043	※ ₁			0.043	0.093			1以下 ³⁾

1) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)における「地下水等検査項目」の基準を適用した。

2) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量。

3) ダイオキシン類については「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)の基準を適用した。

4) アルキル水銀の結果は、定量下限値(0.0005)未満であった。

5) 全シアンの結果は、定量下限値(0.1)未満であった。

6) ポリ塩化ビフェニルの結果は、定量下限値(0.0005)未満であった。

※: 周縁地下水上流側のモニタリング井戸の水量が少なくダイオキシン類を分析するだけの採水量が確保できなかった為。

(別表2)

令和2年度 最終処分場周縁地下水の電気伝導率及び塩化物イオンに係る水質検査結果

<採取場所: 上流>		埋立前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査時の 記録事項	採取年月日	平成26年9月17日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日		
	採取時刻	9:00	8:00	8:00	8:00	13:00	8:30	10:00	10:00	8:00	8:00	8:00		
	天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	雨	曇り	晴れ	雨	晴れ	雪	晴れ		
	気温 (°C)	15.0	8.0	16.0	21.0	24.0	27.0	27.0	18.0	6.0	-5	6		
	水温 (°C)	9.5	11.0	11.0	11.0	13.0	10.0	11.0	10.0	9.0	10.0	10.0		
検査結果取得日		平成26年10月22日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日		
検査結果	電気伝導率(EC) (mS/m)	16.7	16.8	15.7	15.5	13.1	12.8	12.9	12.2	12.6	15.4	16.1		
	塩化物イオン (mg/l)	14.0	2.0	2.0	2.2	14.5	4.0	7.0	10.0	11.0	14.0	5.0		

<採取場所: 下流>		埋立前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査時の 記録事項	採取年月日	平成26年9月17日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日		
	採取時刻	13:00	8:00	8:00	8:00	13:00	8:30	10:15	10:15	8:15	8:30	8:45		
	天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	雨	曇り	晴れ	雨	晴れ	雪	晴れ		
	気温 (°C)	18.0	8.0	16.0	21.0	24.0	27.0	27.0	18.0	6.0	-5	6		
	水温 (°C)	12.9	14.0	13.0	13.0	14.0	13.0	14.0	12.0	12.0	12.0	12.0		
検査結果取得日		平成26年10月22日	4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	1月13日		
検査結果	電気伝導率(EC) (mS/m)	16.6	30.5	32.3	32.5	33.4	36.8	34.5	36.3	32.7	35.8	38.9		
	塩化物イオン (mg/l)	8.0	4.0	3.0	3.3	13.0	5.0	7.0	10.0	12.0	13.0	6.0		

(別表3)

令和2年度 再利用水 水質検査結果

項目(単位)		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	12月	1月	2月	3月	水質基準 (参考値)
記録時の 調査事項	採取月日		4月13日	5月12日	6月10日	7月8日	8月7日	9月9日	10月12日	11月11日	12月14日	12月22日	1月13日			
	採取時刻		8:30	9:30	8:10	14:30	10:30	10:30	9:30	10:15	10:45	10:00	8:15			
	天候		晴れ	晴れ	晴れ	雨	曇り	晴れ	雨	晴れ	雪	曇り	晴れ			
	気温 (°C)		8.0	16.0	21.0	24.0	27.0	27.0	18.0	5.0	-5	1.0	2			
	水温 (°C)		12.2	16.5	21.2	22.7	24.3	25.3	18.9	14.1	11.4	14.0	9.0			
検査結果取得日			4月24日	5月25日	6月22日	7月20日	8月24日	10月20日	10月26日	11月25日	12月28日	12月28日	1月27日			検査結果 排水基準等項目
検査結果	水素イオン濃度(pH)	—	6.8	6.2	6.3	6.3	7.3	6.9	6.8	6.6	7.9		7.3			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/ℓ)	2.4	1.5	1.3	2.4	1.8	2.1	1.0	1.4	16.0		6.9			
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/ℓ)	47	24	24	27	24	24	28	28	22		26			
	窒素含有量	(mg/ℓ)	90	63	67	62	62	67	58	74	80		95			
	浮遊物質(SS)	(mg/ℓ)	1未満	1未満	1	1	1未満	1未満	1	1		1未満	1未満			
	アルキル水銀化合物	(mg/ℓ)						検出されず ¹⁾								
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/ℓ)						0.0005未満								
	カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)						0.001未満								
	鉛及びその化合物	(mg/ℓ)						0.001未満								
	有機燐化合物	(mg/ℓ)						0.1未満								
	六価クロム化合物	(mg/ℓ)						0.005未満								
	砒素及びその化合物	(mg/ℓ)						0.001								
	シアン化合物	(mg/ℓ)						0.1未満					1			
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)						0.0005未満								
	トリクロロエチレン	(mg/ℓ)						0.001未満								
	テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)						0.001未満								
	ジクロロメタン	(mg/ℓ)						0.002未満								
	四塩化炭素	(mg/ℓ)						0.0002未満								
	1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)						0.0004未満								
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)						0.01未満								
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)						0.004未満								
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)						0.1未満								
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)						0.0006未満								
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)						0.0002未満								
	チウラム	(mg/ℓ)						0.0006未満								
	シマジン	(mg/ℓ)						0.0003未満								
	チオベンカルブ	(mg/ℓ)						0.0003未満								
	ベンゼン	(mg/ℓ)						0.001未満								
	セレン及びその化合物	(mg/ℓ)						0.001未満								
	ほう素及びその化合物	(mg/ℓ)						4.7								
	ふっ素及びその化合物	(mg/ℓ)						0.1								
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ℓ)						65								
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/ℓ)						1未満								
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	(mg/ℓ)						1未満								
	フェノール類含有量	(mg/ℓ)						0.5未満								
	銅含有量	(mg/ℓ)						0.05未満								
	亜鉛含有量	(mg/ℓ)						0.05								
	溶解性鉄含有量	(mg/ℓ)						0.16								
	溶解性マンガン含有量	(mg/ℓ)						2								
	クロム含有量	(mg/ℓ)						0.05未満								
	大腸菌群数	(個/cm ³)						1未満								
	焼含有量	(mg/ℓ)						0.58								
	1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)						0.006								
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)						0.000069 ²⁾								

1) 水質基準は「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月 総理府・厚生省令第1号)における「排水基準等」を準用した。
ただし、ダイオキシン類に適用した「水質基準」は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)による。
なお、弊社最終処分場においては、放流水は発生せず、処理水は焼却施設の再利用水となることから、水質基準はあくまでも社内の参考値である。

2) ダイオキシン類については、毒性当量はWHO-TEF(2006)に基づいて算出し、定量下限未満の測定値は実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

3) アルキル水銀化合物の結果は、定量下限値(0.0005)未満であった。